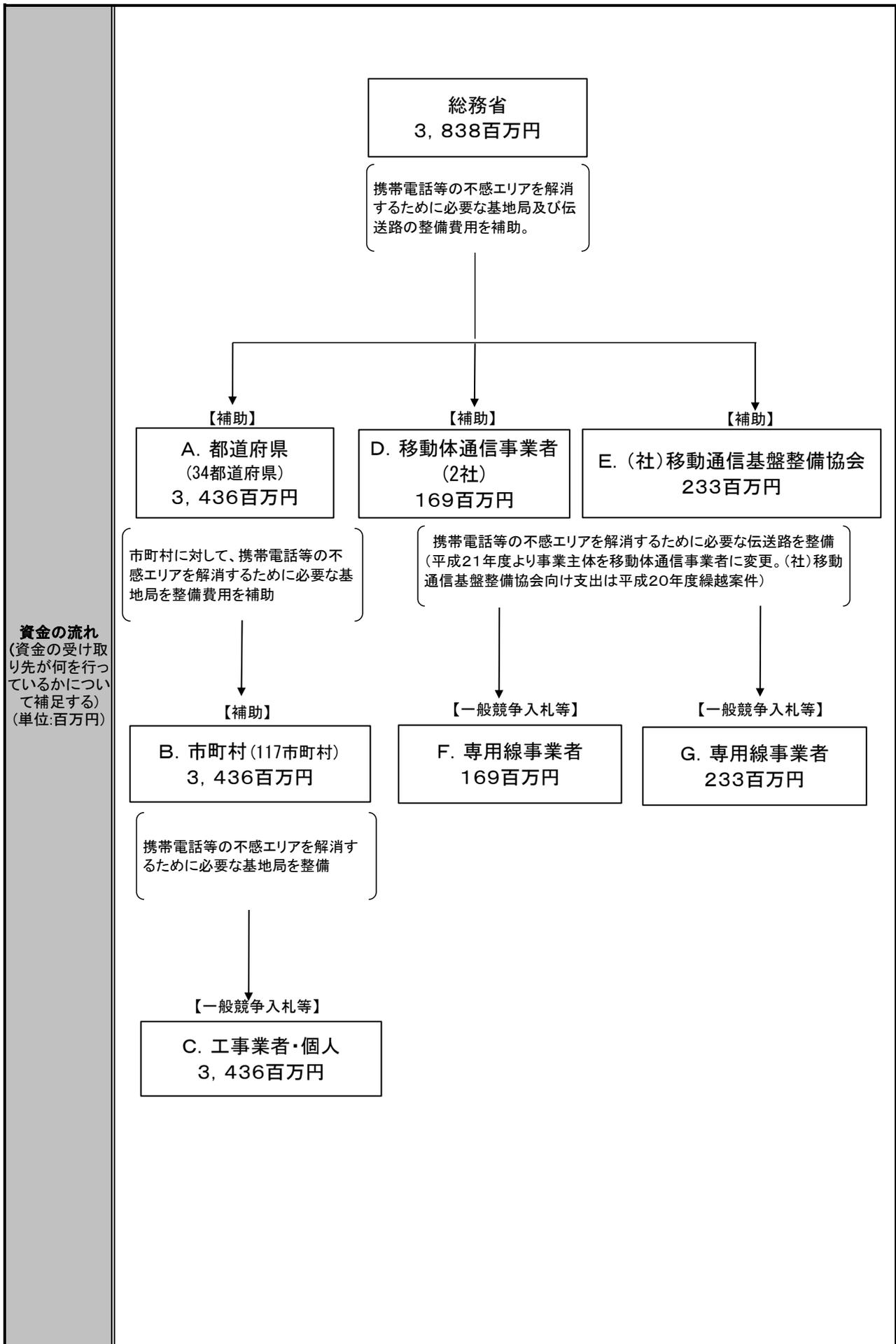


行政事業レビューシート (総務省)

予算事業名	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備支援事業)(本省)		事業開始年度	平成17年度		作成責任者
担当部署	総合通信基盤局		担当課室	移動通信課・基幹通信課		課長 田原 康生 課長 川崎 勝幸
会計区分	一般会計		上位政策	電波利用料財源電波監視等実施費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	電波法第103条の2第4項第8号		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。 補助率:3分の2(エリア化される世帯数が100以上の場合 2分の1)					
実施状況	880箇所(基地局)、136箇所(伝送路)で事業実施 うち、578件(基地局)、128箇所(伝送路)については、年度内に完了しないため、22年度への繰越。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	5,380	5,880	18,921	6,580	5,799
	執行額	4,414	4,501	3,838		
	執行率	82%	77%	20%		
	総事業費(執行ベース)	7,009	6,829	5,899		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	申請段階においては、事業費の見積・図面等により、経費が過大計上されていないかを確認している。また、事業終了後の実績報告書で、工事施工業者の記載・写真・請求書の添付を求めることにより、支出先や事業実施状況等を把握し、適切な経費執行を確認することとしている。これらの結果を次年度以降の予算要求単価に反映している。				
	見直しの余地	今後、採算的・地形的に条件が一層厳しい地域の整備が中心となり、1箇所あたりの費用増大の可能性もあるが、このような地域の整備に資する簡易型基地局・中継局等の普及を進めるとともに、衛星エントランス回線の活用等により安価な手法を検証しつつ、導入を図る予定。				
予算チームの効率	更なる見直し、改善が必要 (効率化)					
補記	【19年度】 前年度繰越額:383百万円、翌年度繰越額:418百万円 【20年度】 前年度繰越額:383百万円、翌年度繰越額:838百万円 【21年度】 前年度繰越額:727百万円、翌年度繰越額:17,585百万円					



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位:百万円)

総務省
3,838百万円

携帯電話等の不感エリアを解消するために必要な基地局及び伝送路の整備費用を補助。

【補助】
A. 都道府県
(34都道府県)
3,436百万円

【補助】
D. 移動体通信事業者
(2社)
169百万円

【補助】
E. (社)移動通信基盤整備協会
233百万円

市町村に対して、携帯電話等の不感エリアを解消するために必要な基地局を整備費用を補助

携帯電話等の不感エリアを解消するために必要な伝送路を整備
(平成21年度より事業主体を移動体通信事業者に変更。(社)移動通信基盤整備協会向け支出は平成20年度繰越案件)

【補助】
B. 市町村(117市町村)
3,436百万円

【一般競争入札等】
F. 専用線事業者
169百万円

【一般競争入札等】
G. 専用線事業者
233百万円

携帯電話等の不感エリアを解消するために必要な基地局を整備

【一般競争入札等】
C. 工事業者・個人
3,436百万円

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。使
 途と費目の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A. 奈良県			E.(社)移動通信基盤整備協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
都道府県補助金	管内9市町村(28箇所)に対する補助金	285	賃借費	5県10市町村(12箇所)分の携帯電話用光ファイバ等を賃借するための費用	233
計		285	計		233
B. 野迫川村					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設・設備費	鉄塔・無線装置等携帯電話基地局施設のための物品費・工事費	69			
計		69	計		0
C. ソフトバンクモバイル株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設・設備費	鉄塔・無線装置等携帯電話基地局施設のための物品費・工事費	29			
計		29	計		0
D. 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
賃借費	4道県5市町村(7箇所)分の携帯電話用光ファイバ等を賃借するための費用	137			
計		137	計		0

別紙

(単位：百万円)

A. 都道府県		D. 移動体通信事業者		
1	奈良県	285	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	137
2	秋田県	283	株式会社オーレンス (注)	32
3	島根県	266		
4	石川県	235		
5	岡山県	200		
6	兵庫県	181		
7	新潟県	164		
8	長野県	137		
9	鳥取県	134		
10	山形県	122		

(注) 北海道の高速無線通信事業者

無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業)

1 目的

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

2 事業の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等（広帯域移動無線アクセスシステムを含む）の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して補助金を交付する。

- ア 事業主体：地方自治体（市町村） ← 基地局施設
無線通信事業者 ← 伝送路施設
- イ 対象地域：過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯
- ウ 補助対象：基地局費用（鉄塔、局舎、無線設備等）
伝送路費用（※中継回線事業者の設備の10年間分の使用料）
- エ 補助率：1/2（世帯数が100未満の場合2/3）

3 イメージ図

